

お金のフラスコ

夫婦の円満家計術

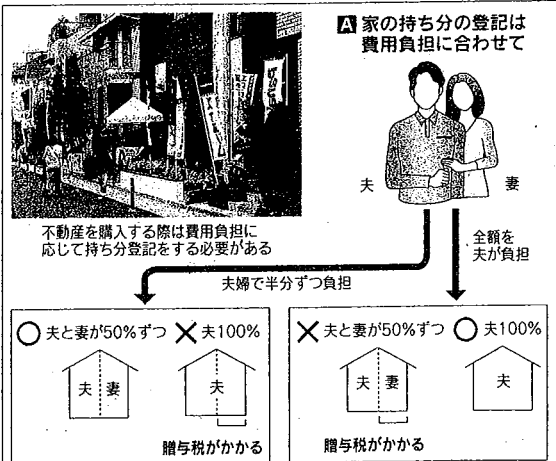
結婚したら夫婦の縁きは2人の財産と思いがちだが、長い人生ではマイホームの購入時など、夫婦それぞれのお金が必要とされる場面がある。一方がなくなったときにも、その財産がどちらのものかがクローズアップされる。

夫婦のお金の中でも、結婚前の貯金や相続したお金は、それぞれの固有財産になる。だが、結婚してから働いて得た財産については、夫婦それぞれの財産とするものと、共有財産とする2つの考え方があり、場面に応じて使い分ける必要がある。結婚後の収入が夫婦それぞれの財産として扱われるのは、主に税金がかかる場面だ。

相続時に課税も

夫の収入で妻が洋服を買ったり、美容院に行ったりして暮らしている必要がなくなると、問題は生じない。問題は大きな買い物をするとき。特に不動産購入にあたって夫婦それぞれの名で所有権を登記するならば、それぞれが提供した資金と持ち分(登記の割合)を合わせる必要がある(図A)。子の小学校入学を機に家を建てることにした30代のAさんの場合は、頭金を出した上でローンもAさん名義で借りる予定だった。ところが、銀行との相談中に専業主婦の妻が一言、「あなたの名義100%だと届候みたい。私の持ち分も入れてほしいわ」。

2人の財産とは限らない



家の持ち分・預金に注意

は注意が必要。夫婦のお金を出した割合を無視すると「出した額より多い部分は配偶者からの贈与と見なされ、課税対象になる」と税理士の村岡潤樹さんは指摘する。

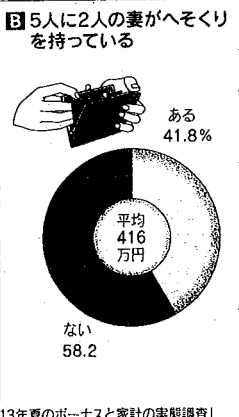
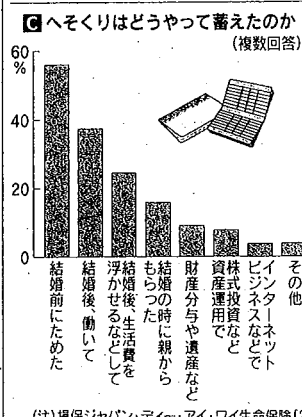
Aさんの妻に担当者がその旨、説明すると「結婚前にためた貯金から頭金の一部を出す」と妻が提案。資金計画を再検討することになった。

続いて夫婦のお金が注目されるのは、配偶者のいずれかが先立ち、相続手続きが必要になるときだ。夫の固有財産は相続財産となり、相続税の申告対象になる。夫婦で蓄えた財産も夫が負担した部分は相続財産。妻名義の預金でも、夫の財産が含まれていないか税務署は念入りにチェックするので厄介だ。

とりわけ問題になるのは「名義預金」。例えば夫の定期預金が満期になり、妻がお金を自分の口座に移すと、そ

れは妻名義の預金ではなく夫の預金と見なされる。夫から預かった毎月の生活費や、妻が自分の口座に入れてやり取りする場合も、毎月残ったお金が出たら、それは夫の預金になる。生活費を節約して内緒でためた「へそくり」も名義預金になる可能性がある。相続が発生するまでには、長い時間かかっていることが多い。税理士の松岡寛夫さんは「名義預金は持ちも積もってかかっている額になることもあって、専業主婦の対価と言っても通用しない」と指摘する。

離婚の際には、これまでのケースと異なり、結婚期間中に得たお金は夫婦共有のものと考え、折半するからだ。以前は専業主婦世帯だと妻は自分の1ということもあったが、現在は共働きでも専業主婦でも半分ずつが基本」と弁護士の中村久留美さんは説明する。現・預金は半分ずつ。家やマンションなどの不動産も半分にする。厄介なのは住宅ローンが残っているケース。不動産を売却してローンを返済し、残りを折半するのが原則。もちろん、話し合いて不動産を売却せずにどちらかがローンを負担する場合もある」と中村さん。どちらがローンを払うかでもめることもある。



仲良し夫婦には縁起でもないことだが、夫婦それぞれのお金が注目される場面として、離婚にも触れておこう。

離婚の際は、これまでのケースと異なり、結婚期間中に得たお金は夫婦共有のものと考え、折半するからだ。以前は専業主婦世帯だと妻は自分の1ということもあったが、現在は共働きでも専業主婦でも半分ずつが基本」と弁護士の中村久留美さんは説明する。現・預金は半分ずつ。家やマンションなどの不動産も半分にする。厄介なのは住宅ローンが残っているケース。不動産を売却してローンを返済し、残りを折半するのが原則。もちろん、話し合いて不動産を売却せずにどちらかがローンを負担する場合もある」と中村さん。どちらがローンを払うかでもめることもある。

お金のフラスコ

(注) 損保ジャパン・ティー・アイ・ワイ生命保険「2013年夏のボーナスと家計の実態調査」